

第6章 展示更新の方針

1 各ゾーンの展示更新の方針及び主な展示内容

長崎原爆資料館運営審議会小委員会で議論した内容を中心に、展示構成案に沿って、展示のねらい、展示更新の方針及び主な展示内容を次のとおりとする。

なお、項目名は内容を表したもので、展示コーナーの名称ではない。

(1) 導入展示

ア 展示のねらい

- ・戦争を知らない世代でも、戦争を他人事ではなく、自分の身にも起こりうる
こととして捉えられるようにする。

イ 展示更新の方針

- (ア) 戦争や核兵器の問題を自分事として捉えてもらうため、二度と帰ってこない命や生活に光を当てる展示を充実させる。
- (イ) 被爆前の暮らしや街並みを、スロープや円形パビリオンを活用して展示し、象徴展示（柱時計）から以降は、被爆後の展示とし、時系列に沿った展示とする。

ウ 展示の主な内容

- ・被爆前の暮らしや街並みに関する写真・映像等

(2) 被爆医療や放射線等に関する展示

ア 展示のねらい

- ・放射線による被害が、いかに特殊であり、被爆者が長く苦しめられ、また、どのように向き合ってきたのか、医学の進歩による新しい知見も含め、わかりやすく伝える。

イ 展示更新の方針

- (ア) 放射線が人体にもたらす様々な影響（引き起こすがんの種類、メカニズムなど）について、デジタル技術の活用などにより、視覚的にわかりやすく示す。
- (イ) 原爆が単なる大きな爆弾ではなく、爆風、熱線に加え、放射線という特殊性のある爆弾であることをわかりやすく展示する。

- (ウ) 原爆による放射線の影響は、後から次々と生じ、被爆者の健康、精神に被害をもたらし、逃れられない不安が生涯続くということを、ストーリー性をもって展示する。
- (エ) Bコーナー（被爆の実相）全体の見直しも見据えつつ、放射線の影響による社会的差別を展示する。
- (オ) 胎児被爆、被爆二世を含め、被爆医療の取組みや成果についても示す。

ウ 展示の主な内容

- ・放射線が人体にもたらす影響
- ・被爆者の生涯にわたって続く影響
- ・被爆医療の取組みや成果

(3) 原爆投下に至る歴史に関する展示

ア 展示のねらい

- ・原爆投下の背景にあった歴史や、原爆の開発から投下に至るまでの道のりを、戦争から遠くなった世代がわかりやすく理解することができ、原爆や平和について考えられるようにする。

イ 展示更新の方針

- (ア) 歴史をきちんと見つめることが未来につながる、という姿勢に基づいた展示とする。
- (イ) 戦争という大きな時代の潮流を理解するため、次の点を踏まえた展示とする。
 - a 世界史の中で日本がどのように位置づけられていたのか、国際的な繋がりを捉えた展示とする。
 - b 戦争や核兵器使用に関する国際的な潮流・局面ごとに分け、ストーリー性のある展示とする。
 - c 時系列だけでなく、テーマ別に新たな視点を取り入れた展示とする。
 - d 戦争には被害と加害の両方の側面があるため、一面からではなく、多角的な視点から考えることができるよう、客観的事実に基づいた展示とする。
- (ウ) 「いかなる理由があっても原爆投下は正当化できない」、「核兵器は絶対に使用してはならない」という長崎のメッセージにつながる展示とする。

ウ 展示の主な内容

- ・日本の過去の戦争と世界との関係
- ・「平和思想の後退」など、多角的視点による解説
- ・原爆の開発と使用決定の経過及び原爆使用反対の動き

(4) 核兵器の開発の歴史・現状に関する展示

ア 展示のねらい

- ・誰もが今も核兵器のある世界に生きる当事者であると感じてもらう。

イ 展示更新の方針

- (ア) 第二次世界大戦後、アメリカ以外の国々でも核兵器の開発が進み、核実験を繰り返し、核保有国が増加していった流れを展示する。
- (イ) 現在も世界には、地球を何度も破壊するほどの核弾頭が存在し、その性能の向上や核戦略の変化により、世界中で脅威となっていることを理解できる展示とする。
- (ウ) 核兵器開発や核実験によって、世界中にヒバクシャが存在し、現在も苦しんでいることを伝える。また、長崎の被爆者との共通点や違いについても理解できる展示とする。

ウ 展示の主な内容

- ・第二次世界大戦後の核兵器開発・核実験の歴史
- ・核兵器開発・核実験による世界の被害者達
- ・世界の核兵器弾頭数
- ・現代の核兵器・核戦略

(5) 核兵器をめぐる国際情勢に関する展示

ア 展示のねらい

- ・核兵器をめぐる複雑な国際情勢、近年、核兵器使用の危険性が高まっていることを伝える。

イ 展示更新の方針

- (ア) なぜ核軍縮が進まないのかという点を理解してもらうため、複雑な国際情勢をわかりやすく理解できるように、事実の列記ではなく、核兵器をめぐる時代の流れを大きく3つに分けて(第1、2、3の核の時代)、ストーリー性のある展示とする。

(イ) なぜ近年、世界が核戦争に向かって動きつつあるのか、若い世代に考える機会を与えるような展示とする。

(ウ) 核戦争の危機や象徴的な出来事をクローズアップする。

ウ 展示の主な内容

- ・核兵器をめぐる国際政治・国際情勢
- ・核戦争の危機や象徴的な出来事

(6) 核兵器廃絶に向けた動きに関する展示

ア 展示のねらい

- ・被爆地をはじめ、世界の多くの人々が核兵器廃絶のための活動に取り組んでいること、市民一人ひとりの行動が、平和な未来をつくることにつながることを伝える。

イ 展示更新の方針

(ア) 核兵器廃絶のためにはどのような道筋があるのか、若い世代に考える機会を与えるような展示とする。

(イ) 核兵器廃絶のために努力・貢献した人々をクローズアップする。

(ウ) 核兵器廃絶に向けた取り組みが続いていることを示すことで、未来への希望を持てるような展示とする。

ウ 展示の主な内容

- ・平和首長会議や日本非核宣言自治体協議会の活動
- ・平和宣言
- ・核兵器廃絶に努力・貢献した人々の紹介
- ・核兵器禁止条約など核兵器廃絶に向けた動き
- ・長崎・世界の反核・平和活動

(7) D コーナー、いこいの広場等

ア 展示のねらい

- ・来館者が自ら平和のためにできることを考え、行動してもらえるきっかけを提供する。

イ 展示更新の方針

(ア) 双方向発信の強化として、一般の来館者が自分の思いや考えを残せ、外部からも閲覧、コメントができるようなコミュニケーションツールを検討する。

- (イ) 展示では、本当に伝えるべき情報に絞り込み、より深く学びたい人が発展的に学習できるようなデジタルコンテンツ、周辺の被爆遺構への誘導、平和活動団体へアクセスできる機能を充実させる。
- (ウ) 原爆資料館を訪れる度に新しい学び、出会いがあり、平和をつくるための新しいものが生まれる拠点となるよう、展示更新後も、絶えず展示内容の充実、情報発信の強化などに取り組む。
- (エ) 若い世代の関心が高い環境問題などが、核問題と直結していることを示す。また、資料館から出ていく際には、来館者一人ひとりに対し、「あなたはどの行動するのか」という問いを投げかけるようにする。

ウ 展示の主な内容

- ・ 振り返りや学びを深める機能
- ・ 長崎市の平和教育の取組み
- ・ 周辺の原爆遺構への誘導
- ・ 長崎の復興の歴史
- ・ 来館者同士または外部の人との双方向のメッセージ発信機能
- ・ 平和活動団体等へのアクセス情報

(8) 展示全体を通して共通する内容、展示の配置や観覧動線

ア 展示のねらい

- ・ 各コーナーのねらいが理解でき、コーナー同士の関連性も意識しながら見学できるようにする。
- ・ 集団で見学する際も、流れに沿って見学できるようにする。

イ 展示更新の方針

- (ア) 来館者に理解を深めてもらうため、各コーナーのねらいを明確にし、来館者に問いかけ、考えさせる展示とする。
- (イ) 展示内容を効果的に伝えられるよう配置や色使い、照明の設定などを工夫したデザイン・空間づくりを行う。
- (ウ) 展示空間、展示ストーリーは展示動線や配置に左右されることから、企画側の意図を伝えるためには、自由動線よりも強制動線が望ましい。
- (エ) 若い世代や外国の方にもわかりやすい展示を目指す。
 - ・ 小学生などの低年齢層に対して、展示の仕方を工夫する。
 - ・ 多様な来館者に対応するモデルコース（所要時間別・年齢別等）を設定する。
 - ・ 多言語対応の強化

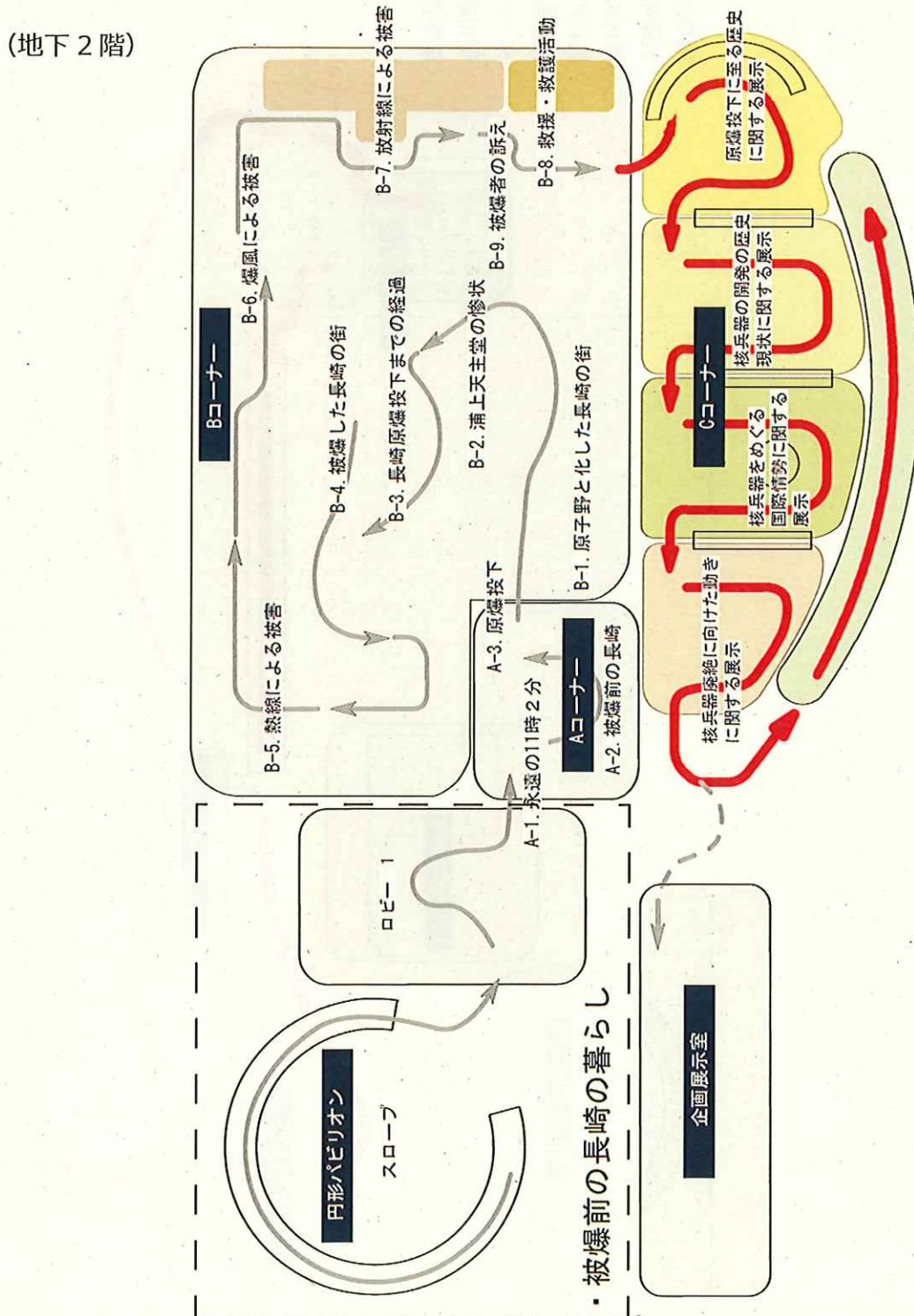
- (オ) 年齢や障害の有無、言語などに関わらず、ユニバーサルデザインの考え方に基づく多くの人々が利用可能なデザインを採用する。
- ・わかりやすい動線、通路幅の確保など、より快適で安全に移動できる空間づくりを行う。
 - ・わかりやすい館内サイン、情報過多を避け、読みやすい解説パネル、多言語対応など、来館者の誰もが容易に理解でき、行動できる表示を行う。
- (カ) 最新の情報について即時性をもって反映できる展示とし、リニューアル後も、時代の変化に応じて、情報のアップデート（更新）に努める。
- (キ) 永井隆博士のコーナーは、永井隆記念館に展示を集約する。

第7章 展示の配置及び展示手法

1 展示の配置・動線の検討

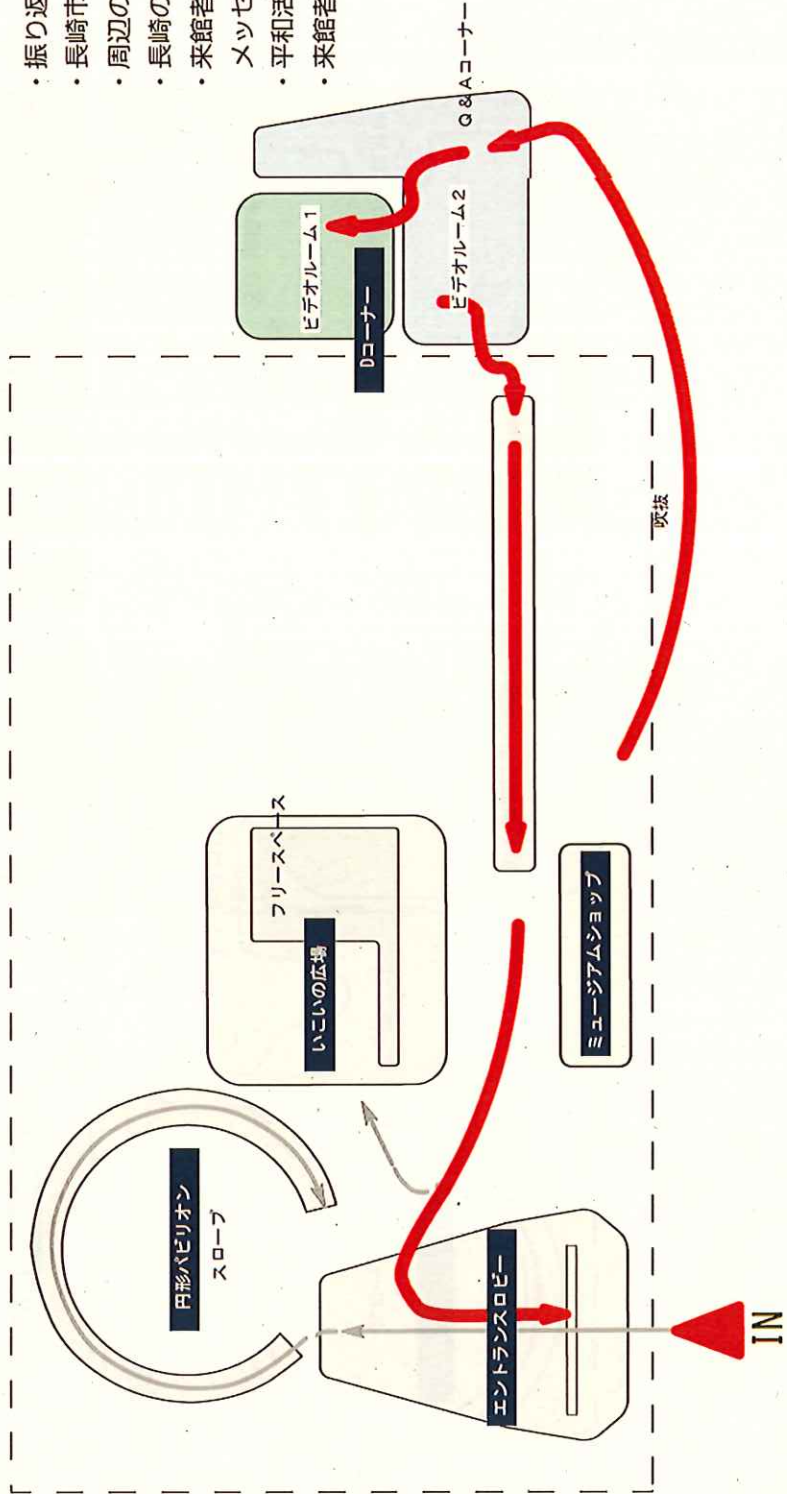
展示構成案に基づき、展示の配置・動線について次のとおり試案を図示する。今後の詳細な検討状況により、配置・動線についても柔軟に見直しを行う。

なお、展示の項目名は内容を表したもので、展示コーナーの名称ではない。



(地下1階)

- ・振り返りや学びを深める機能
- ・長崎市の平和教育の取組み
- ・周辺の原爆遺構への誘導
- ・長崎の復興の歴史
- ・来館者同士または外部の人との双方向のメッセージ発信機能
- ・平和活動団体等へのアクセス情報
- ・来館者に向けた最後のメッセージ



2 展示手法の検討

(1) デジタル技術を活用した展示の検討

○実際の展示と組み合わせたデジタルデバイスの活用

- ・多くの世代に普及しているスマートフォンなど、デジタルデバイスを活用し、省スペース、多言語対応、展示の補足説明、学びの探求、感覚に訴える展示を工夫する。

○バーチャルミュージアム構築の検討

- ・外部からも、常設展示の内容や収蔵資料の閲覧、双方向での情報発信などができるよう、仮想空間上のコンテンツを検討する。

(参考)

○実際の展示と組み合わせた活用事例

- ・体験型展示（AI や VR を使った被爆体験・証言など）
- ・YouTube による情報発信
- ・スマートフォンを使った、追加解説・多言語翻訳、被爆者による音声解説など（例：がん発生のメカニズムなどをデジタルコンテンツ上で詳しく解説）
- ・周辺遺構への誘導機能
- ・双方向での情報発信機能

○バーチャルミュージアムの事例

- ・VR（仮想現実）

3D ビューや 360 度画像により、時間・場所を選ばず展示の見学が可能で、実際の展示では情報量に制約がある場合も、追加で情報を提供することが可能となる。また、多言語への対応や多様な来館者に応じた解説の方法も検討できる。現在では、YouTube チャンネルや収蔵資料のデータベースとも組み合わせ、複合的にバーチャルミュージアムを構築している例もみられる。

原爆に関する映画、絵画、劇など、現実空間では展示が難しい題材も展示しやすくなる。



国立科学博物館かはく VR



土岐市美濃陶磁歴史館 VR ツアー

・メタバース（仮想空間の中で様々な人とコミュニケーションが可能）

VR同様、メタバース上での展示見学、収蔵資料の見学に加え、アバター（自身の代理となるキャラクター画像）を介して、他の見学者との交流、メッセージ交換なども可能になる。



バーチャル日本博

（２）展示物の視認性の向上

ア グラフィックパネル

（ア）視認性の向上

瞬間的な認識を向上させるため、伝えたい文字情報を大きく、色を変え差別化するとともに、背景に対し物体の色や形が際立っていて分かりやすいよう配慮する。

（イ）可読性の向上

文章自体を読みやすい文章量、構成にするほか、主題を抜きとり見出しに変えるほか、連続して長く読み続けられるよう余白を入れ適度に休憩ポイントを作るなどの工夫を行う。

（ウ）判読性の向上

容易に読める文字の大きさは確保し、一般的に馴染みのない専門用語の使用は控える。また、文章だけでは伝えづらく誤解を招きそうな文面は、図形やイラストなど視覚要素を活用する。

イ 模型装置等の活用

図形やイラストで理解しにくい内容については模型化することで、理解の一助とする。

第8章 中長期的な取組み

1 今回の展示更新以降も継続して取り組むもの

今回の展示更新においては、喫緊の課題に対応すべきものを優先して取り組むこととしているが、検討・構築に時間を要するものは、今回の展示更新にこだわらず、継続して検討・対応していく。

(1) 貴重な証言の収集・集約、被爆資料の散逸防止

「被爆者のいない時代」へ移行しつつある今、現在進めている被爆者の証言、貴重な資料の収集を継続して行い、準備が整った段階で順次常設展示へ反映していく。

(2) デジタル技術を活用したバーチャルミュージアム構築を検討

「第7章 展示の配置及び展示手法」の「2 展示手法の検討」で示したデジタル技術を活用したバーチャルミュージアム構築の検討については、展示更新の内容を反映させる必要があり、コンテンツの検討・作成にも時間を要することから、展示更新後継続して検討することとする。

(3) 管理・運営

- ア 平和案内人などのボランティアの方々と情報の共有、人材育成などについて展示更新後も継続的に取り組む。
- イ 展示更新後も常に内容をアップデートするように努め、また、展示の見直しも容易に対応できるような展示とする。
- ウ 展示作成者の意図を伝える工夫、より学びを深めるための市民向けワークショップの開催なども検討する。

2 将来的な建替えや大規模改修に向けた対応

被爆 100 周年を迎える 2045 年には、資料館も建設から 50 年を迎えることから、将来的な建て替えや大規模改修を見据え、隣接する平和会館も含めた原爆資料館のあり方について、今後課題の整理を行い、必要な検討を行っていく。また、中長期的な展示物の保存・管理についても課題を整理し、今後必要な体制づくりを行っていく。

第9章 概算事業費と事業スケジュール

1 概算事業費

事業費は、今回の展示更新の対象とする延床面積約 1,020 m²に、複数の類似博物館等における展示更新を参考とした施工単価を乗じて算出した。

令和5年度	基本計画策定業務委託	3,850 千円 ※契約額
令和6年度	基本設計業務委託	24,762 千円 ※当初予算額
令和7年度	実施設計業務委託	24,762 千円(見込み)
令和8年度	制作・施工	476,183 千円(見込み)

2 事業スケジュール

	令和5年度 (2023年)	令和6年度 (2024年)	令和7年度以降 (2025年)	令和8年度以降 (2026年)
Cコーナー及びDコーナー を中心とした展示更新	基本計画策定	基本設計	実施設計	制作・施工
Aコーナー及びBコーナー 展示検討	被爆資料にかかる追加聞き取り調査			展示資料の検討

※なお、実施設計以降のスケジュールについては、基本設計の検討状況に応じ、随時必要な見直しを行う。

長崎原爆資料館条例

○長崎原爆資料館条例

(設置)

第1条 本市は、原子爆弾により被爆した都市の使命として、被爆の実相と長崎市民の平和への願いを広く国の内外に伝え、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に寄与するため、原爆資料館を設ける。

(名称及び位置)

第2条 原爆資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
長崎原爆資料館	長崎市平野町7番8号

(事業)

第3条 長崎原爆資料館（以下「資料館」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 被爆及び平和に関する資料（以下単に「資料」という。）の調査、収集、保存及び展示に関すること。
- (2) 平和学習、被爆体験の継承その他平和を考える場の提供に関すること。
- (3) 平和を推進するための調査及び研究に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事業

(資料の出品等)

第4条 資料館は、資料の出品、寄贈又は寄託を受けることができる。

(入館の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑になる物品若しくは動物の類を携帯する者
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者
- (3) 資料館の管理上支障があると認められる者
- (4) その他市長が適当でないと認める者

(指定管理者による管理)

第6条 市長は、資料館の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

- 2 市長は、前項の指定に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。
- 3 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他市長が別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、次に掲げる条件を満たすものの中から最も適当と認めるものを指定管理者として指定する。
 - (1) 市民の平等利用を確保することができるものであること。

- (2) 資料館の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 資料館の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める条件
(指定管理者が行う業務)

第7条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 資料館の利用の許可その他の資料館の利用に関する業務
- (2) 資料館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、資料館の運営に関して市長が必要と認める業務
(開館時間及び休館日)

第8条 資料館の開館時間及び休館日は、市長の承認を得て指定管理者が定める。

- 2 前項の承認の基準は、資料館の利用形態、利用者の利便性等を勘案して市長が別に定める。

(利用料金)

第9条 資料館の展示室に展示している資料を観覧しようとする者、資料館のホールの利用の許可を受けた者又は資料館の駐車場に自動車を駐車させた者は、資料館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

- 2 利用料金(附属設備の利用に係るものを除く。)は、資料館の展示室に展示している資料を観覧する場合にあつては別表第1に掲げる額を、資料館のホールを利用する場合にあつては別表第2に掲げる額を、資料館の駐車場に自動車を駐車する場合にあつては別表第3に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

- 3 附属設備の利用に係る利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

- 4 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金を減免することができる。

(模写等又は利用の許可)

第11条 学術研究等のため、資料館の資料(市長が指定するものに限る。第15条において同じ。)の模写、模造、複製、撮影等(以下「模写等」という。)をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 資料館のホールを利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。
い。
- 3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、模写等又は資料館のホールの利用（以下「利用等」という。）の許可をしない。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (2) 資料館の管理上支障があるとき。
 - (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
 - (4) その他指定管理者が適当でないと認めるとき。
- 4 指定管理者は、資料館の管理上必要があると認めるときは、利用等の許可について条件を付することができる。

（権利の譲渡等の禁止）

第12条 利用等の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（利用等の許可の取消し等）

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用等の許可を取り消し、又は利用等を停止し、若しくは制限することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により利用等の許可を受けたとき。
- (2) 利用等の許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の規定による処分によつて利用者に損害が生じることがあつても、市及び指定管理者は、その責めを負わない。

（原状回復等）

第14条 利用者は、その利用等が終わつたとき、又はその利用等の許可を取り消されたときは、直ちに係員の指示に従い、その利用等の場所を原状に復さなければならない。
い。

（資料の貸出し）

第15条 資料館の資料は、貸出しをしない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（損害賠償）

第16条 資料館の建物、設備、資料等を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(長崎原爆資料館運営審議会)

第17条 資料館の運営に関する重要事項を調査審議するため、長崎原爆資料館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第18条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のいずれかのうちから市長が委嘱する。

- (1) 被爆者団体を代表する者
- (2) 学識経験のある者
- (3) 教育関係者
- (4) 市議会議員
- (5) 地元自治会を代表する者
- (6) 公益団体等を代表する者
- (7) 市民

3 市長は、前項第7号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。

(任期)

第19条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第2項第1号、第3号、第5号及び第6号に掲げる者のうちから委嘱された委員が、それぞれ同項の相当規定に該当する者でなくなつたときは、前項に定める任期中であつても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。

3 第1項本文の規定にかかわらず、委員(前条第2項第4号に掲げる委員を除く。)の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。

(会長及び副会長)

第20条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 審議会に副会長を置き、会長の指名によりこれを定める。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第21条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(小委員会)

第22条 審議会は、必要があると認めるときは、小委員会を置くことができる。

2 小委員会は、会長の指名する委員をもつて組織する。

3 前2項に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

(関係人の出席等)

第23条 審議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係人に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第24条 審議会の庶務は、原爆被爆対策部において処理する。

(市長による管理)

第25条 市長は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第6条第1項の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。

2 前項の場合における第8条第1項、第9条第1項及び第3項、第10条、第11条、第13条並びに別表第2の規定の適用については、第8条第1項中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、第9条第1項中「資料館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第1に掲げる観覧料、別表第2に掲げる使用料又は別表第3に掲げる駐車料金（以下「観覧料等」という。）を市長に納入しなければならない」と、同条第3項中「利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第10条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、観覧料等」と、第11条及び第13条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、別表第2備考2から備考4までの規定中「金額」とあるのは「使用料」と、同表備考5中「実費に相当する額とする」とあるのは「実費を徴収する」と、同表備考6中「金額」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が定める」とし、第8条第2項並びに第9条第2項及び第4項の規定は適用しない。

3 市長は、第1項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を告示するものとする。

(委任)

第26条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

別表第1 (第9条関係)

区分	観覧料	
	個人	団体 (15人以上)
一般	円 200	円 160 1人につき
小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	100	80 1人につき

備考 「一般」とは、15歳以上の者（中学校及び高等学校の生徒を除く。）をいう。

別表第2 (第9条関係)

区分	利用時間	午前9時から正午ま	午後1時から午後5	午後6時から午後
		で	時まで	10時まで
平日		円 8,852	円 11,796	円 14,163
土曜日、日曜日又は休日		10,622	14,153	16,992

備考

- 1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 2 利用者が入場者から入場料金その他これに類する料金を徴収する場合の金額は、この表に掲げる金額の倍額とする。
- 3 利用者がこの表に掲げる利用時間帯のいずれかの全部をその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の金額は、この表に掲げる額（備考2の適用があるときは、当該適用後の額）の4割に相当する額とする。この場合において、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。
- 4 利用者がこの表に掲げる利用時間帯を連続して利用する場合においては、正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの利用に係る金額は、徴収しない。
- 5 利用者が特別の設備をする場合に、備付けの器具以外の器具を使用して電気又は水道を使用するときは、実費に相当する額とする。
- 6 利用時間を超過して利用する場合の金額は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする。

別表第3（第9条関係）

区分	駐車料金	
	最初の1時間まで	その後30分までごと
バス	円 520	円 520
マイクロバス	260	260
普通自動車 小型自動車 軽自動車	100	100

備考

- 1 「バス」とは、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「省令」という。）別表第1に規定する普通自動車のうち人の運送の用に供する乗車定員30人以上のものをいう。
- 2 「マイクロバス」とは、省令別表第1に規定する普通自動車のうち人の運送の用に供する乗車定員11人以上29人以下のものをいう。
- 3 「普通自動車」とは、省令別表第1に規定する普通自動車のうち人の運送の用に供する乗車定員11人以上のものを除いたものをいう。
- 4 「小型自動車」とは、省令別表第1に規定する小型自動車のうち二輪自動車を除いたものをいう。
- 5 「軽自動車」とは、省令別表第1に規定する軽自動車のうち二輪自動車を除いたものをいう。